**（仮称）江別市消費生活センター条例（素案）の概要**

**（１）背景と目的**

　　　現在、当市においては消費者安全法第１０条および江別市市民消費生活安定条例第７条に基づき「江別消費者相談窓口」を設置し、消費生活相談業務を江別消費者協会に委託しています。

　　　今般、平成２６年６月の消費者安全法の改正（平成２８年４月１日施行）により、市町村は消費生活相談等の事務に関して関係機関との連絡調整を行うことが定められるとともに、消費生活相談等の事務を委託により行う場合には、関係機関との連携体制を確保できるものに委託することが基準として定められました。

　　　また、同法の改正により、自治体が消費生活相談等の事務を行うために消費生活センターを設置する場合には、その組織・運営に関する事項等について条例で定めることが義務付けられています。

　　　当市は、江別消費者協会を始めとした関係機関と協議を行い、今後の消費生活相談の運営等について検討してまいりましたが、市民の消費生活の安定と向上を図るには、更なる関係機関との連携のもと消費生活センターを設置し、相談体制の充実を図っていくことが望ましいと考えています。

　　　そこで、「（仮称）江別市消費生活センター条例」を制定するにあたり、その素案について市民の皆様のご意見を募集します。

**（２）主な条例制定内容**

　　①基本的事項（名称及び位置など）

　　②消費生活センターの事業

　　③消費生活センターの職員

④試験に合格した消費生活相談員の配置

　　⑤消費生活相談員の人材及び処遇

　　⑥消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修

　　⑦消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理

**（３）条例の施行日**

　　平成２８年４月１日を予定しています。

**■（仮称）江別市消費生活センター条例（素案）**

①設置

　市民の消費生活の安定と向上を図るために、消費生活センターを設置することを定めます。

②名称及び位置

　消費生活センターの名称および位置について、以下のとおり定めます。

　　名称…江別市消費生活センター

　　位置…江別市高砂町６番地

③開設時間及び休業日

　消費生活センターの開設時間と休業日を定めます。

　※開設時間、休業日については、別途規則で定めることを予定しています。

　　また、現在の消費生活相談窓口の開設日等は別紙１のとおりです。

④名称及び位置の公示

　消費生活センターを設置した場合、もしくは名称や位置等を変更した場合には、遅滞なく公示することを定めます。

⑤消費生活センターの事業

　消費生活センターで行う事業について、以下のとおり定めます。

　（１）消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

　（２）消費生活に関する情報の収集および提供に関すること。

　（３）消費生活に関する知識の普及及び啓発に関すること。

　（４）消費生活に関する関係機関との連絡調整に関すること。

　（５）その他消費者の保護と消費生活の安定向上を図るために市長が必要と認めること。

⑥消費生活センターの職員

　消費生活センターに、消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くことを定めます。

⑦試験に合格した消費生活相談員の配置

　消費生活センターに、消費生活相談員資格試験に合格した者（合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くことを定めます。

cf.消費者安全法第十条の三〔参考資料７ページ〕

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令第八条第三項〔参考資料８ページ〕

地方消費者行政ガイドライン（有資格の消費生活相談員の配置）〔参考資料10ページ〕

※試験に合格した消費生活相談員の配置要件については別紙２のとおりです。

⑧消費生活相談員の人材及び処遇の確保

　消費生活相談員が専門的な知識及び技術を体得していることに配慮し、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて応募要件に制限を設けないことを定めます。

　また、消費生活相談員の専門性を考慮し、適切な処遇の確保を行うことを定めます。

cf.消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令第八条第四項〔参考資料８ページ〕

　 地方消費者行政ガイドライン（消費生活相談員のいわゆる「雇止め」の見直し、適切な人材

及び処遇の確保）〔参考資料10～11ページ〕

⑨消費生活相談員等の事務に従事する職員に対する研修

　消費生活相談員及び消費生活センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することを定めます。

cf.消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令第八条第五項〔参考資料８ページ〕

 　 地方消費者行政ガイドライン（研修機会の確保）〔参考資料11ページ〕

⑩消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理

　消費生活相談で知り得た情報の適切な管理に必要な措置を講じることについて定めます。

cf.消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令第八条第六項〔参考資料８ページ〕

　 地方消費者行政ガイドライン（情報の安全管理）〔参考資料12ページ〕

⑪施行期日

　施行期日について定めます。

　※平成２８年４月１日施行を予定しています。

別紙１

**江別消費生活相談窓口の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 江別消費者相談窓口 |
| 位置 | 江別市高砂町６番地 |
| 受託者 | 江別消費者協会 |
| 業務内容 | ・消費生活相談・苦情の受付および適正な処理・商品テストへの対応・相談記録等の整備・市民啓発への協力・調査研究の実施 |
| 開設時間 | 月曜日～木曜日　9時30分～16時30分金曜日　　　　 10時00分～16時00分 |
| 休業日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 |
| 相談件数 | 平成２４年度：５９１件平成２５年度：６３０件平成２６年度：５３２件 |
| 体制 | 相談員及び事務局員（いずれも江別消費者協会） |

別紙２

**試験に合格した消費生活相談員の配置要件**

１．試験に合格した消費生活相談員について

①消費生活相談員資格試験合格者

内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験合格者

※登録試験機関については未定

②試験に合格したとみなされた者

現行３資格のいずれかを保有する者（現行３資格については下記表を参照）であり、消費生活相談業務その他これに準ずる事務に通算１年以上従事した経験を有する者。

２．配置人数について

　　　消費生活センターの消費生活相談員のうち、少なくとも一人が上記①または②の要件

を満たすことが必要であり、他の消費生活相談員については、①及び②の要件を満たさ

なくても構わない。

cf.消費者安全法第十条の三〔参考資料７ページ 〕

　 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令第八条第三項〔参考資料８ページ〕

地方消費者行政ガイドライン（有資格者の消費生活相談員の配置）〔参考資料10ページ〕

**【現行３資格】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資格名 | 消費生活専門相談員 | 消費生活コンサルタント | 消費生活アドバイザー |
| 認定機関 | (独)国民生活センター | (財)日本消費者協会 | (財)日本産業協会 |
| 目的 | 国民生活センター及び各地の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力・資質の向上といった諸課題を具体的に解決するため。 | 消費者問題の歴史、背景についての理解を深め、消費生活関連の法律知識を学び、事業者と消費者間の情報や交渉力の格差をうめるべく情報発信力、提案力を身につけ、消費生活相談員、あるいは地域の消費者リーダーとして活動できる人材を育成する。 | 消費生活アドバイザー制度は、消費者と企業や行政の架け橋として、消費者の意向を企業経営や行政等への提言に反映させるとともに、消費者からの苦情相談等に対して迅速かつ適切なアドバイスができる人材を養成することを目的としている。 |
| 認定方法 | 試験 | 講座（講座内で試験を実施） | 試験＋実務研修 |
| 更新の有無 | あり（５年） | なし | あり（５年） |